

令和6年6月1日規程第178号

独立行政法人国立病院機構東京医療センター身体抑制最小化チーム運営規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構東京医療センター（以下「当院」という。）に入院する患者身体抑制を最小限する取り組みを強化し、患者が安心・安全に医療を受けられる体勢を整えることを目的とし、その運営に必要な事項を定める。

(活動内容)

第2条 身体抑制最小化チームは、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 一 身体抑制が適正に行われているか把握し、
- 二 身体抑制に関わる知識の向上
 - イ 身体抑制の基本的な考え方・危険性について情報提供
 - ロ 院内講習会の開催（年2回）
- 三 身体抑制最小化に向けた院内ラウンドの実施
- 四 身体抑制最小化チームの指針や基準の定期的な見直し

前項各号の活動については、定期的に経過報告を実施しなければならない。

(構成員)

第3条 身体最小化チームの構成員は、医療安全管理部部長・医師・医療安全管理係長・看護師（認定看護師）・薬剤科・リハビリ科などコメディカル職員をもって構成する

- 一 専任の医師・専任の看護師を配置する。
- 2 構成員は、院長が委嘱する。
- 3 構成員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 欠員にて補充された構成員の任期は、前任の残任期間とする。

(責任者等)

第4条 身体最小化チームには、責任者を置く。

- 2 責任者は前条第1項に規定する医療安全管理部部長をもって充てる。

(開催)

第5条 身体最小化チームの会議又は委員会は、当院における医療安全管理委員会を活用し、月1回開催とする

- 2 ミーティングの開催は月1回、ミーティングの議長は専任看護師とする

(報告)

第6条 身体抑制最小化チームの活動内容は、医療安全推進担当者部責任者会議で報告とする

この規程の庶務は、看護師（認知症認定看護師・看護部医療安全推進担当者委員）が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。